

# 令和6年度 鶴田町結婚新生活支援事業

町では、夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、住居費や引越費用の一部を補助します。

**対象世帯** 令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦で、次の要件を満たす世帯

- ・対象となる住宅が鶴田町にあり、夫婦のどちらかの住民票の住所が対象の住宅にあること
- ・夫婦の直近の所得合計が500万円未満であること
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと

## 補助対象経費

婚姻を機に、令和6年1月1日～令和7年3月31日までに支払った費用

### ▶住居費

物件の新築・購入費用、リフォーム費用、賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費など）



### ▶引越費用

婚姻を機に引っ越した場合に、引越・運送業者に支払う費用



## 補助額

- ① 婚姻日において夫婦ともに29歳以下の新婚世帯  
最高60万円
- ② ①以外の新婚世帯  
最高30万円



### その他

そのほか条件がありますので、詳細などについては町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

**申請期限** 令和7年3月31日（月）まで

■問い合わせ先：企画交流課 交流係 ☎：0173-22-2111（内線263）

## 家庭で不用なパソコンを宅配便で無料回収します

鶴田町では、「小型家電リサイクル法」の認定業者である「リネットジャパンリサイクル（株）」と協定を締結し、令和6年4月から家庭で不用になったパソコンをご自宅から宅配便による無料回収します。

回収方法などについては、町ホームページをご確認いただくか、広報つるたと合わせて配布したチラシをご覧ください

### 回収手順

- パソコンを含む1箱分の回収料金1,760円（税込）が無料です
- パソコンと一緒に、プリンターなどの周辺機器や小型家電も一緒に回収可能です。

#### STEP1



リネットジャパンへ申込  
<http://www.renet.jp>

#### STEP2



パソコン等を  
ダンボールに詰める

#### STEP3



宅配業者が希望日時に  
自宅から回収

### △注意

- ・パソコン本体が含まれるが、2箱以上の場合は、1箱分を超える分は回収料金が発生します。
- ・箱は利用者自ら準備してください。規定サイズ以上の家電品は回収できないので、ご了承ください。

### ■問い合わせ・申請先

リネットジャパンリサイクル（株） ☎：0570-085-800 URL：<http://www.renet.jp>

